

日本年金機構の健康保険組合について（案）

平成21年6月29日

1. 日本年金機構の健康保険組合の設立について	…	1
2. 日本年金機構の健康保険組合の規約(案)の概要	…	3
3. 日本年金機構の健康保険組合の保険料率(案)	…	6
(参考1) 日本年金機構健康保険組合の組織体制	…	7
(参考2) 日本年金機構健康保険組合の事務体制	…	8
(参考3) 日本年金機構健康保険組合の保健事業	…	9

1. 日本年金機構の健康保険組合の設立について

- 日本年金機構は、平成22年1月1日において健康保険組合を設立する。(当然設立)
- 健康保険組合の設立に関する事務処理及び規約等に係る厚生労働大臣への認可申請は、設立委員が行う。

【日本年金機構法 附則】

(健康保険組合の設立)

第三十六条 機構は、施行日において健康保険組合を設けるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、附則第五条第一項の規定により命じた設立委員に、前項の健康保険組合の設立に関する事務を処理させる。
- 3 設立委員は、施行日の前日までに、健康保険組合の規約その他政令で定める事項(注)につき、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。
- 4 前項の認可があったときは、健康保険組合は施行日に設立の認可を受けたものとみなし、施行日に成立する。
- 5 前三項に規定するもののほか、第一項の健康保険組合の設立に関して必要な事項は、政令で定める。

(注) その他政令で定める事項については、「健康保険の一般保険料率」を定める予定。

- 健康保険組合の規約に定める事項は、以下のとおり。

【健康保険法】

(規約)

第十六条 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
- 二 事業所の所在地
- 三 健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
- 四 組合会に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 組合員に関する事項
- 七 保険料に関する事項
- 八 準備金その他の財産管理に関する事項
- 九 公告に関する事項
- 十 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

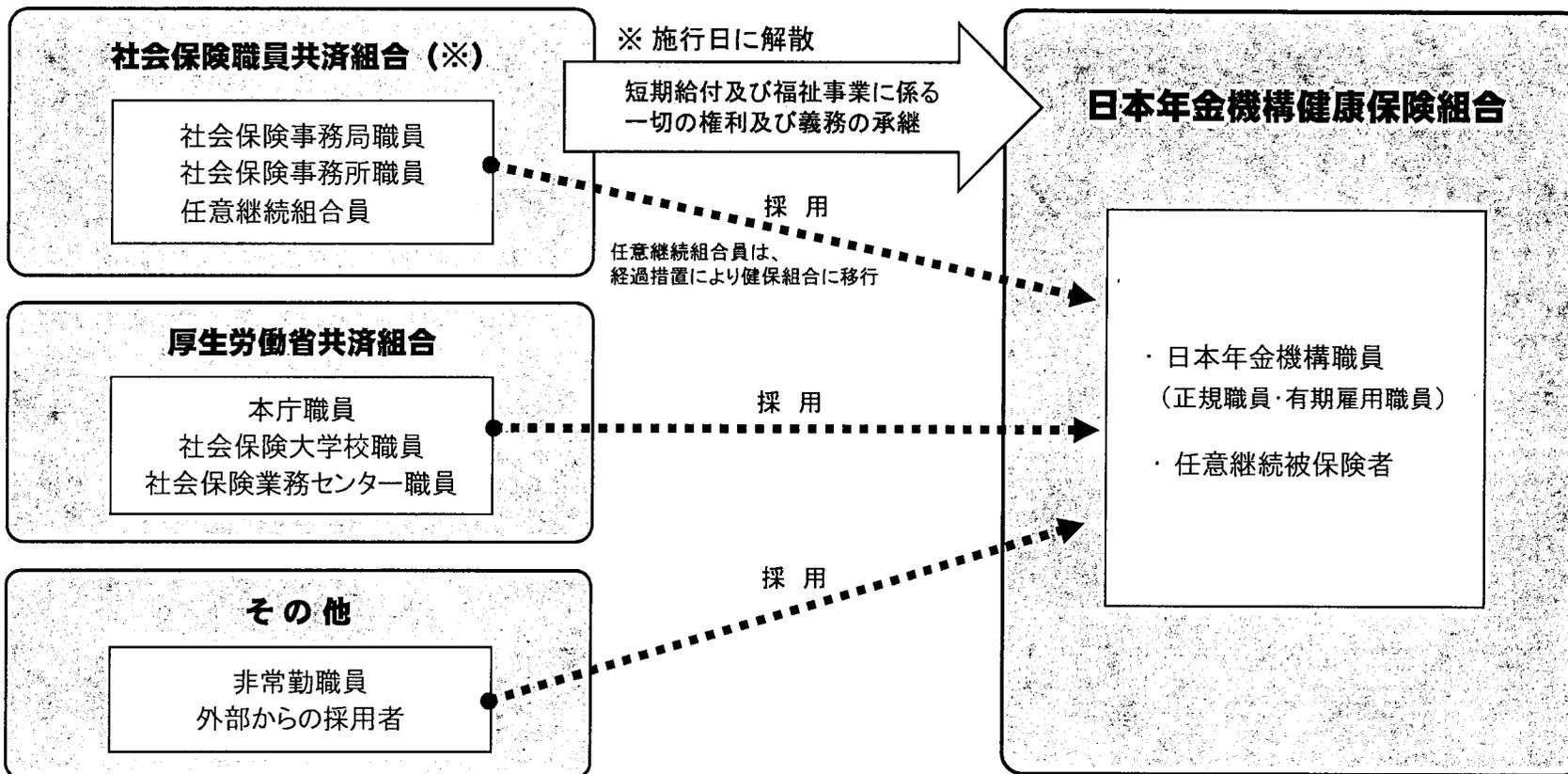
【健康保険法施行規則】

(規約の記載事項)

第四条 法第十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保険給付に関する事項
- 二 一部負担金に関する事項
- 三 その他組織及び業務に関する重要事項

健康保険組合の設立イメージ



【日本年金機構法 附則】

(旧組合の短期給付等に係る権利及び義務の承継に関する経過措置)

第三十七条 この法律の施行の際旧組合が有している改正前国共済法による短期給付の事業(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号))第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等及び同法第七条第一項に規定する病床転換支援金等、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金の納付に関する業務を含む。)及び改正前国共済法第九十八条第一項第一号から第二号までに掲げる事業(これらの事業に附帯する事業含む。)に係る一切の権利及び義務は、前条第一項の規定により設立された健康保険組合(以下「新設健保組合」という。)が承継する。

2. 日本年金機構の健康保険組合の規約(案)の概要

(1) 組合の名称

⇒ 「日本年金機構健康保険組合」とする。

(2) 組合事務所の所在地

⇒ (現東京社会保険事務局庁舎(新宿区)を候補に選定) ※ 支部は設置しない。

(3) 適用事業所の名称及び所在地

事業所名	所在地	備考
日本年金機構	東京都杉並区	機構本部、ブロック本部、事務センター、年金事務所
日本年金機構健康保険組合	(東京都新宿区)	—

(4) 組合会に関する事項

- ・ 「組合会」とは、事業主の代表である選定議員と被保険者の代表である互選議員で構成された健康保険組合の議決機関である。(健保法第18条、第19条)
- ・ 以下の項目については、健康保険法、同法施行令及び健康保険組合事業運営基準(保険局長通知)等に基づき設定。

- ① 組合会議員の定数 ⇒ 16人 (うち、選定議員8人、互選議員8人)
- ② 議員の任期 ⇒ 3年 (※第1期目の任期は2年3ヵ月(平成24年3月末日)とする。)
- ③ 組合会の議決事項 ⇒ 規約の変更、収入支出予算及び事業計画、収入支出決算及び事業報告、規約及び規程で定める事項、その他重要な事項

④ その他組合会に関する事項

⇒ 互選議員の選挙の方法、組合会の開催等に関する事項を規約に規定する。

(5) 役員に関する事項

- ・ 「理事会」とは、事業主の代表である選定議員から選出された選定理事と被保険者の代表である互選議員から選出された互選理事で構成された執行機関である。(健保法第21条、第22条)
- ・ 理事長については、選定理事のうちから理事が選挙により選出。
- ・ 監事については、選定議員及び互選議員のうちから、それぞれ1人を選挙により選出。
- ・ 以下の項目については、健康保険法施行令及び健康保険組合事業運営基準(保険局長通知)等に基づき設定。

- ① 理事の定数 ⇒ 6人 (うち、選定理事3人、互選理事3人)
- ② 理事及び監事の任期 ⇒ 3年 (理事及び監事の任期は、組合会議員の任期とする。)
- ③ 理事会の決定事項 ⇒ 組合会に提出する議案、常務理事の選任等の同意、事業運営の具体的指針、規約に定める事項、その他事務の執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの 等
- ④ 常務理事 ⇒ 1人 (理事会の同意を得て、理事長が指名。)
- ⑤ その他に役員等に関する事項 ⇒ 役員選挙及び職務、理事会等に関する事項を規約に規定する。

(6) 組合員に関する事項

組合員の範囲 ⇒ 適用事業所(日本年金機構、健康保険組合)の事業主及び使用される被保険者(任意継続被保険者含む。)とする。

(7) 保険料に関する事項

保険料の負担割合 ⇒ 被保険者及び事業主は、それぞれ保険料額の2分の1を負担(折半)する。

(8) 保険給付に関する事項

⇒ 健康保険法に基づく保険給付(法定給付)を行うものとし、附加給付は行わない。

【保険給付の種類】

区 分		給 付 の 種 類	
		被 保 険 者	被 扶 養 者
病気やけがをしたとき	保険証で治療を受けるとき	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 訪問看護療養費	家族療養費 家族訪問看護療養費
	立替え払いのとき	療養費 高額療養費 高額介護合算療養費	家族療養費 高額療養費 高額介護合算療養費
	緊急時などに移送されたとき	移送費	家族移送費
	療養のために休んだとき	傷病手当金	—
出産したとき		出産育児一時金 出産手当金	家族出産育児一時金
死亡したとき		埋葬料(費)	家族埋葬料
退職したあと (継続または一定期間の給付)		傷病手当金 出産手当金 出産育児一時金 埋葬料(費)	—

(9) その他

⇒ 財務、公告、個人情報保護、保健事業等に関する事項について、健康保険組合連合会が示している健康保険組合同規約例に準じて規定する。

3. 日本年金機構の健康保険組合の保険料率（案）

(1) 保険料率について

保険料率（設立時）： 87.0‰ （一般保険料率＋調整保険料率）

※ 上記保険料率は、現時点における試算値である。

※ 一般保険料とは、保険給付、拠出金及び保健事業に充てるための保険料である。

※ 調整保険料とは、健康保険組合連合会が行う健康保険組合間の財政調整事業等に拠出するための保険料である。（健康保険法附則第2条）

※ 上記保険料のほか、介護納付金に充てるための介護保険料がある。

(2) 収入支出予算見込みについて

（単位：億円）

		平成21・22年度	平成23年度	平成24年度
収入（保険料等）		109.6	93.2	92.2
支出	保険給付費	59.5	47.1	48.0
	拠出金	43.0	39.9	38.0
	その他（保健事業、事務費等）	7.0	5.0	5.0
	計	109.5	91.9	91.0

※ 平成21年度は3カ月間（平成22年1月設立）の運営となることから、平成22年度と併せて計上している。

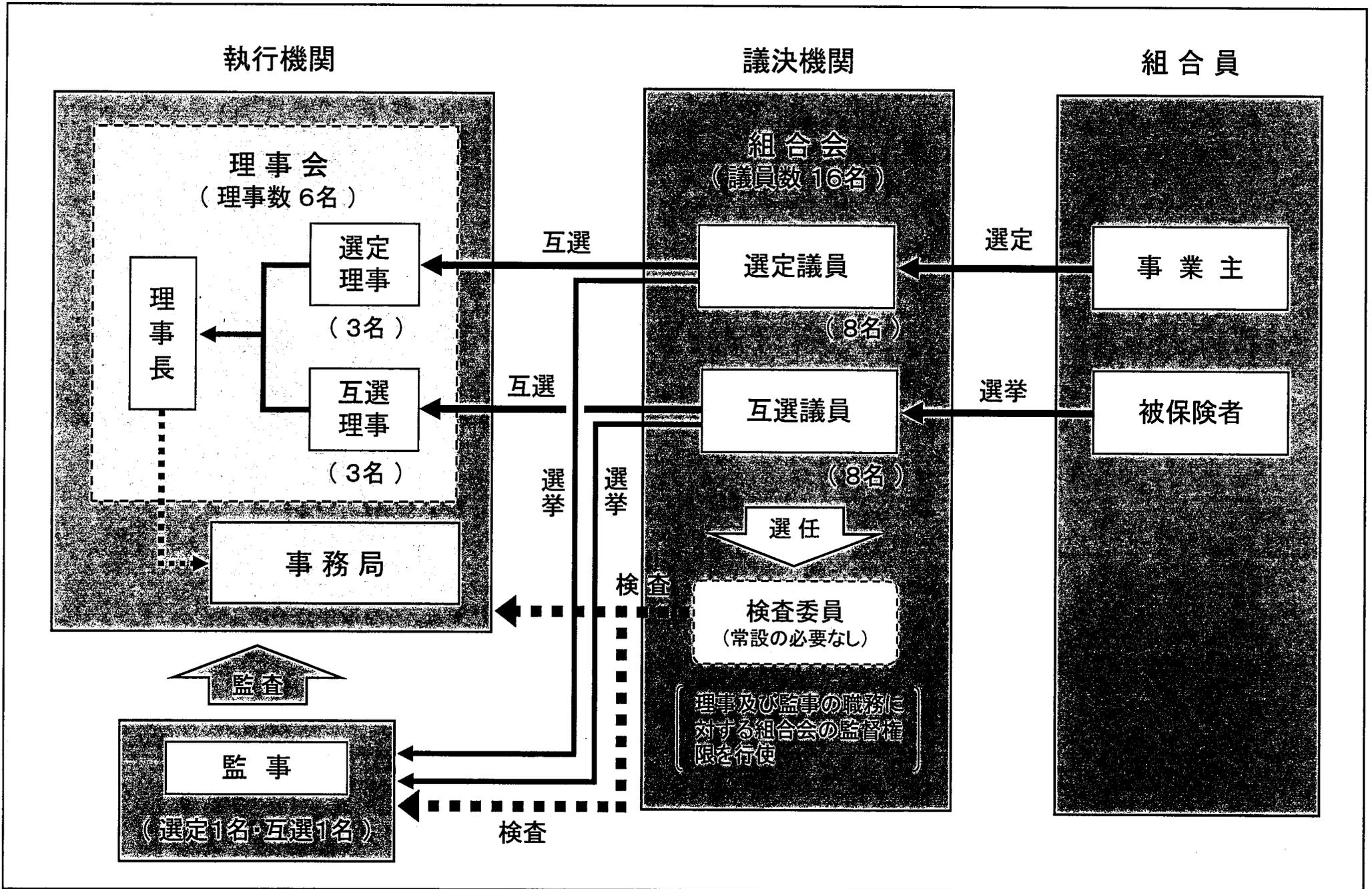
※ 平成21年度収支予算には、社会保険職員共済組合からの承継資産8.0億円（収入）と承継負債6.7億円（診療報酬等の支出）を含む。

※ 保険給付費及び拠出金については、医療費の伸びを見込んだ試算となっているが、今後の医療費や報酬の動向・準備金の額などにより収入・支出が変動することがある。

（基礎数値） 設立当初ベース

- ・ 加入者数 約 39,000 人（被保険者：23,000 人、被扶養者：16,000 人）
- ・ 平均標準報酬月額 約 323,000 円

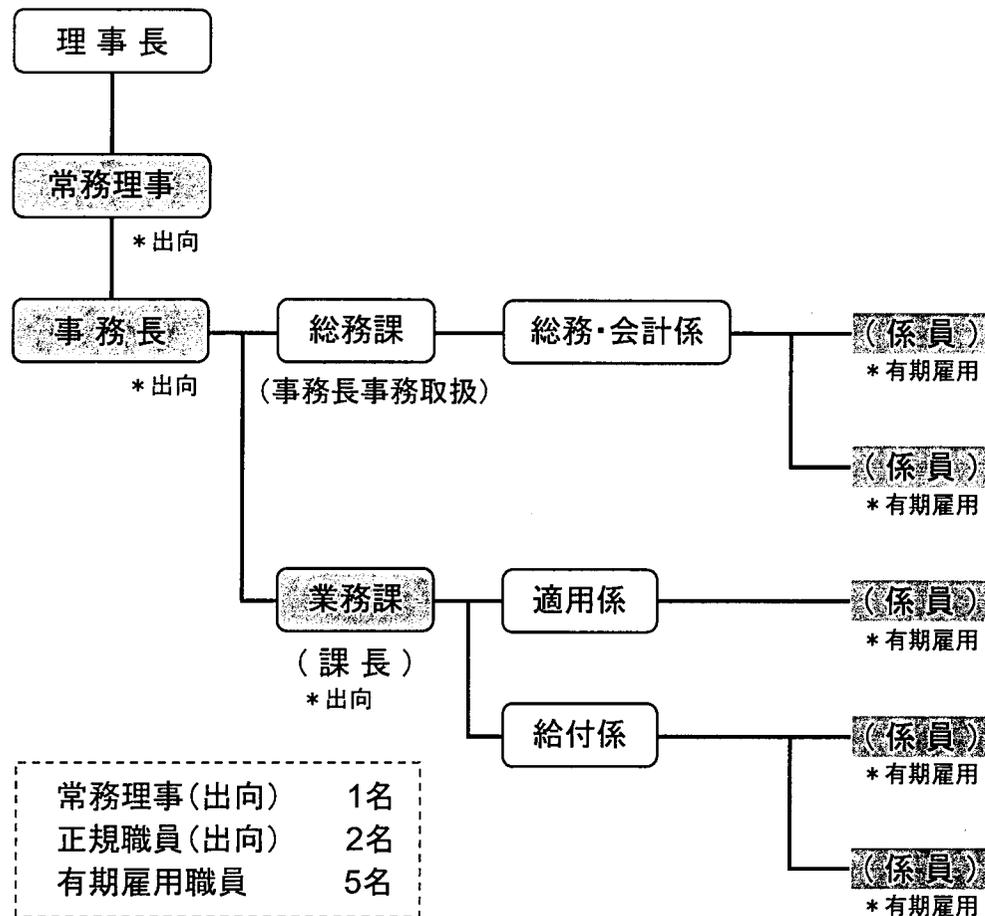
(参考1) 日本年金機構健康保険組合の組織体制



(参考2) 日本年金機構健康保険組合の事務体制

健康保険組合の事務体制は、事務処理の効率化を図り、組合支部を設置せずに必要最小限の体制とする。

1. 組織図



2. 所掌事務

		主な所掌事務
常務理事		理事長を補佐し、常務を処理する。
事務長		理事長、常務理事の命を受け、担当課長を統括し、組合業務の全般的運営管理を行う。
総務課	総務・会計係	1. 組合会、理事会に関すること(選挙を含む。) 2. 認可申請等、規約及び諸規程に関すること 3. 組合職員の人事、労務及び福利厚生に関すること 4. 保健事業に関すること
		1. 事業計画、予算、決算に関すること 2. 諸契約に関すること 3. 収入、支出に関すること 4. 財産の管理に関すること
業務課	適用係	1. 被保険者資格の取得、喪失に関すること 2. 標準報酬月額算定基礎届等に関すること 3. 被扶養者の認定に関すること 4. 被保険者証の管理、検認等に関すること 5. 任意継続被保険者に関すること
	給付係	1. 診療報酬等の決定、支払に関すること 2. 現金給付の決定、支払に関すること 3. 医療給付及び現金給付に係る債権管理に関すること 4. 拠出金の申請、支払に関すること 5. レセプトの点検等に関すること

(参考3) 日本年金機構健康保険組合の保健事業

1. 健康診断事業

(1) 人間ドック受診への助成

⇒ 35歳以上の被保険者(任意継続被保険者を含む。)及び被扶養配偶者を対象に実施。

なお、35歳以上の被保険者のうち、人間ドック未受診者については、事業主が行う労働安全衛生法に基づく定期健康診断(以下、事業主健診という。)で対応。

【人間ドックの助成額(上限)】 ・ 被保険者：18,000円 ・ 被扶養配偶者：13,000円

(注) 人間ドックは、全国健康保険協会(以下、協会けんぽという。)が実施している35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診に、呼吸器、腹部、眼底、肝機能(詳細)等の検査を追加したものである。

(2) 血液検査受診への助成

⇒ 事業主健診を受診する40歳未満(35歳を除く。)の者のうち、血液検査の対象とならない被保険者に対して実施。

※ 事業主健診に併せて血液検査を受診できるよう、一定額を上限に助成。

(注) 血液検査は、協会けんぽが実施している生活習慣病予防健診における血液検査と同程度の検査項目である。

(3) 特定健康診査(40歳以上) (医療保険者の実施義務：高齢者の医療の確保に関する法律第21条)

⇒ 被保険者：人間ドック及び事業主健診で対応。但し、人間ドック未受診者の任意継続被保険者については、特定健康診査を実施。

被扶養者：特定健康診査の実施。但し、人間ドック受診者は人間ドックで対応。

※ 実施にあたっては、一定額を上限に助成。

2. 保健指導

特定保健指導 (医療保険者の実施義務：高齢者の医療の確保に関する法律第24条)

⇒ 特定健康診査の結果を踏まえ、該当者に対して動機付け支援又は積極的支援の保健指導を実施。

※ 実施にあたっては、一定額を上限に助成。